

市民活動団体登録について

市民活動団体登録の要件を満たしているか？

①公益活動を行っているか？

公益活動報告書・規約または会則
団体の活動内容ではなく、実際に行っている公益的な活動内容とその効果を記載する。具体的な日程や回数、場所、内容、効果について記載する。
規約または会則に公益を目的とする旨が記載されている。
※登録申請前1年間に会員以外の方が参加した活動を実施していないと登録はできません

②構成員は5人以上で、少なくとも1人は岡崎市在住者か？

市民活動団体状況票・公益活動報告書・構成員名簿
継続的に所属し、会の運営に直接携わっている人(役員、議決権がある人など)をいいます。子ども等は含まれません。
教室の先生と生徒といった組織の構成は不可。
少なくとも1人は岡崎市内に住所を有しているか。氏名・役職・市町村名は必ず記載する。

③市内を中心に活動しているか？

公益活動報告書・市民活動団体状況票
市内で行っている活動の場所、内容、活動回数等を具体的に記載する

④加入・脱退が自由か？

規約または会則
誰でも入会することができ、自由に退会できる旨を規約または会則に記載する。

⑤営利・宗教・政治・選挙・公序良俗に反する活動を行っていないか？

市民活動団体状況票・公益活動報告書・規約
営利、宗教、政治、選挙、公序良俗について問題はないか。
会費が高額の場合は、用途を明確にする。
会費が月額・年額で定まっていない場合は、1回あたりの金額を記載する。

Yes

No

要件が整っている場合は、申請書類がそろっているか、記入漏れがないか確認し、申請します。

登録できません。

上記の要件を備えていない場合は、要件を整えた上で再度申請をしてください。
要件に当てはまらない場合も、一般料金でりぶら及び地域交流センターを利用できます。

市民活動団体登録申請書

●活動の目的・・・記載例のとおり記載するのではなく、規約の目的とあわせて記載してください。

市民活動団体状況票

・・・ 会について一般市民にPRするという視点で作成してください。

●連絡先事務局・・・公開の原則から、「市民活動センターへ問い合わせ」を選択した場合でも、市民の方から問い合わせがあった場合は、市民活動センターにてお答えしますのでご了解ください。

●活動分野・・・主な分野を1つ選択してください。

●会員募集・・・「募集していない」場合は登録不可となります。募集中が条件となります。

●活動内容・事業内容、団体PR・・・団体の活動内容を把握するため、また活動のPRとして記載してください。

公益活動報告書

・・・ 公益的な活動実績とその効果を具体的に記載してください。共益的・私益的な活動は登録できません。

●活動の内容と、その結果、市民に対してどのような効果(利益)を及ぼしたのかを記入してください。

●公益活動は会員だけが対象ではなく、広く市民に波及効果があることが期待されます。

規約・会則

・・・ 会のルールを決め、活動の継続性をもたせるために必要です。

●会の名称・目的を必ず記載してください。

●入退会について自由が保障されている必要があります。

●会費を徴収する場合は、その旨が記載されている必要があります。

●施行年月日は、申請書の申請日以前のものである必要があります。

構成員名簿

・・・ 構成員が5名以上、うち1名は岡崎市在住が条件です。

全構成員分(少なくとも市町村名まで)記載してください。
役職名を記載してください。

Yes

No

登録できません。

書類に不備がある場合は訂正し、再度提出となります。

市で書類を審査し、登録の可否を判断します。
申請書提出時点では、必ずしも登録されるわけではありません。

登録書類の提出から登録されるまで、おおむね3週間程度かかり、登録が完了してからの適用となります。記載内容について、提出後においてもヒアリングを行うことがあります。また、登録されても、団体の主たる目的以外での使用の場合は、りぶら等の団体料金、保険等の適用ができないことがあります。登録された場合は、市民活動センターより連絡をいたします。諸手続きがありますので、市民活動センター窓口までお越しください。